事務事業名	上下7	水道事業	運営審議会	全運営事業(7	下水道)			フェスト 連	□ 全庁 課題	横断 関連	□ 集中改 コ゚ラン関	
総合 政 策	2	緑豊かな	な環境と共	生するまちつ	づくり		所属			課長名		精至
計画施策		水環境0					所属		水道課	担当者名	100	一伸
体系 基本事業		水質の流		and a sile sale and	\		所属		料金班	(内線)	1162	
予算科目	<u>会計</u> 下水	款 1	<u>項 目</u> 1 1	事業連番 10222		高志市上 自治法(1)	38-4-3))	議会条例 地	コスト削減優先	上度評価結	課! -
終了、開始年度	□ 2	5年度で	終了	□ 25年度から	5開始 事	事業期間	□単年	F度のみ □期間限	☑単年度繰〕 定複数年度	区 (開始年度 (~ 18	年度) 年度)
★事務事業の概	要(」	具体的な	やり方、	手順、詳終	田。期間四	艮定複数	4年度	事業は全体	像を記述)			
【事業の内容】 (開始した背景・きっかけ・今後の 状況変化を含む)	道料金水の規定を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	意業に基本者では 受に基本を は は は は は は は は は は と に と に る に る に る に る に る に る に る に る に	負担金(分担 て、 会志 に る る し て る と し い た る と に い る と に い る と に い る と し い る し て り と り し の も し て り と り に り と り と り と り と り と り と り と り と	登金)をはじめ、 公営企業法第1 下水道事業運賃 道料金の改定等 の開催を予定し	必要な事項 4条(事務処 営審議会条例 等についてに し、毎年度の	(について) 理のための 別の制定に は、国等の () 事業内容	審議し の組織) より設 り算定指	、市長へ十分 の規定、また 置され、事業 針(要領)等に	な答申を出すま 下水道事業にあ を開始した。 則り、3~5年	ま」の運営を行な での一連の事務 いっては、地方自 の算定期間ごと れ行部から説明を	を行なうも 1治法第138 に改定の必	らのである。 条の4第3項 必要性につい
	軽で、 平成23	合甲を導 3年度(平原	さ出すため 成23年5月1日	の全ての事務(改正施行)から	作業を行なう ら、水道事業)。 美も含めて	審議で	きるように「	上下水道事業週	営審議会」とし	.t=。	
【業務の流れ】	審議後 ※改選 ※委員	8の答甲(3 8時以外は 1の選任に	R)作成 → (、開催回数 当たっては	fのみ)→ ②智 ⑦委員への報 に応じ、②から 、女性委員の研 、公募による	州・費用弁貨 58までの総 寉保及び公募	寳支払い − 繰り返しと 撃による委	→ ⑧会 なる。 員の選	議録の作成及 出が求められ	び公表	養会進行 → ⑤譲	案審議時 <i>0</i>	D説明 → ⑥
【主な予算費目】	報酬、	旅費(費用弁償)	、役務費(垂	『便料)							
【意見や要望】	審議名	会委員か	<u></u> ら、机上σ	審議のみでお	なく、上下	水道施設	设を現場	易に赴いてネ	見察すること	も必要であると	の意見が	· あった。
関係者(住民、議会、 事業対象者、利害関 係者等)からどんな 意見や要望が寄せ られているか?	H 17.2		J (J. ()	·, · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						0, 2, 20
1 現状把握の	**************	*********	LAN)									
(1)事務事業の目 ①手段(主な活動			で年度に会	- 七十七江	64) (DO)			拡充区分	庄)ヶ江南) イ	いてナか江新	(DLAN)	
① 子校(主な石) 任期満了(H25.4.7 員の選任(1人) 審議会の開催、追 報酬及び費用弁償	30) に角 営営 (2)	⊭う委員□ 回:うち	改選事務、 1回を水道	自治基本条例 道、1回を下	別に基づく	公募委	審議会 施) 報酬及		営(2回:う の支払い	いる主な活動 ち1回を水道、		水道で実
① 活動指標(事務 → ア 審議会の開 イ 議事案件数	催回数		を表す指標	()		(単位) 回 件	予算⊄ 増減な)主な増減 <i>0</i> にし。)理由			
②対象(誰、何を 上下水道事業運営	対象に		うのか)*	人や自然資源	原等				の大きさを表 業運営審議委			(単位) 人
③意図(この事業 諮問に対し十分審				えるのか)			マ	指標(意図 答申件数 委員の意見	の達成度を表 数	す指標)		(単位) 件 件
*③成果指標設定 対象の上下水道事 を設定した。また	業運営	審議会が	が、意図で	ある「諮問に	こ対し十分 もよるが、	審議し答	き申でき	きる。」こと	:が成果であり	り、答申件数		ルコスト 計画 年度 0
(2)各指標·総事業 の推移	費		23年度 績(決算)	24年度 実績(決算)	25年度目標(当初予算	25 ^年 (第) 実績(26年度 目標(当初予算	27年度 予定	28年度 見込	29年度 見込	
① 活動指標		回 件	4	1		1	1	1	2	1		1
② 対象指標		스	14	14	1	15	14	15	15	15	1	5
③ 成果指標		件件	1 64	1 20		0	0 22	20	-	0 40	2	<u>o</u>
国庫支		千円										_
財 都道府県事 源 地方		千円 千円										-
内 その 数 業 訳 繰入		千円	148	77		39	77	89	89	89	8	9 /
一般則		千円										
入 費 (A) 事業		千円千円	148 0	77 48		39 56	77 48	89 56		89 56	89 50	
(A) のうち打 (A) のうち時		千円	0	0		0	0	(0		0 /
人正規職員従		人	7	7		9	9	9		9		9 /
件 延べ業務		時間	180	150		50	163	250		250	25	
費 (B) 人件 引		千円	726 874	610 687	1, 01		649 726	1, 017		1, 017	1, 01	 1/

所属部 7

水道局

所属課

上下水道課

2 評価の部 (SEE)

*原則は25年度の事後評価、ただし複数年度事業は25年度実績を踏まえての途中評価

	小原則は20十度の事後計画、たた	し後数平及事業は20年及夫閥を始まえての述中計価
	①25年度目標達成度評価	☑達成した □達成しなかった ⇒【原因 □
目標達成	事務事業の当年度実績は当年度目標値を達成 したか、未達成の場合その原因は?	
成度	②26年度目標達成見込み	☑目標達成見込みあり⇒【理由 □ □目標達成は厳しい ⇒【理由と対策 □ □目標達成は厳しい ⇒ □ □ □目標達成は厳しい ⇒ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
評価		諮問に対する答申件数の成果は、予定事案はない見込みである。また委員の意見数は、 資料の事前配付の励行や丁寧な説明により意見の引き出しに努めることにより目標を達
	事務事業の次年度目標値に対して次年度の見 込みはついているのか?	成する見込みがある。
	③成果の向上余地	図向上余地がある ⇒【理由 ¬ □向上余地がない ⇒ 【理由 ¬ □向上余地がない ⇒ 【理由 ¬ □向上余地がない ⇒ 【理由 ¬ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	次年度以降にこの事務事業の成果を向上させる 余地はあるか?成果が頭打ちになってないか	諮問に対する答申数に向上の余地はないが、委員の意見数は、事案ごとに、分かりやす い資料の工夫や丁寧な説明により意見の引き出しに努めることで向上する余地はある。
有効性評	④類似事業との統廃合・連携の可能性	□他に手段がある¬ (具体的な手段、事務事業) ☑他に手段がない → 【理由 ¬ □統廃合・連携ができる → 【理由 ¬ □統廃合・連携ができない → 【理由 ¬ □
価		平成23年5月から、上下水道事業運営審議会条例を改正し、上水道及び下水道事業の運
	目的を達成するには、この事務事業以外他に 方法はないか?類似事業との統廃合ができる か?類似事業との連携を図ることにより、 成果の向上が期待できるか?	営に関する審議を行なえるよう統合している。 また、同年度に庁内総務部局が実施した「審議会等における統廃合ヒアリング」において、当審議会は既に上下水道事業運営審議会として統合していたため「統廃合なし」と された。
	⑤事業費の削減余地	□削減余地がある ⇒【理由 ¬ □削減余地がない ⇒【理由 ¬
効率性	成果を下げずに事業費を削減できないか? (仕 様や工法の適正化、住民の協力など)	審議会の委員数及び開催回数は、十分な審議を尽くすために、現在が必要最小限であり 、削減の余地はない。
評	⑥人件費(延べ業務時間)の削減 余地	□削減余地がある ⇒【理由 ¬ □削減余地がない ⇒【理由 ¬
価	やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか? 成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできない か? (アウトソーシングなど)	本事業の担当人員は、現在が必要最小限であり、他事業との兼務で業務に当たっており、削減の余地はない。
公立	⑦受益機会・費用負担の適正化余 地	□見直し余地がある ⇒【理由 ¬ □公平・公正である ⇒【理由 ¬
平性評価	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平 ではないか?受益者負担が公平・公正になって いるか?	市長の諮問に応じて審議を尽くし、十分な答申を導き出すことが目的であり、委員は、多人数過ぎればまとまらず、使用者及び受益者の代表で構成している。平成25年度の委員改選から自治基本条例に則り公募による委員が参画しており、受益機会は適正である。
役割	⑧行政の役割分担の適正化	□見直し余地がある ⇒【理由 ¬ □役割分担は適正である ⇒ 【理由 ¬ □ □役割分担は適正である ⇒ 【理由 ¬ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
分担評価	事業事務のやり方や手段においてこれまでの 行政、市が行ってきた範囲を住民や地域・団体 に移行できないか?	審議会は、住民及び受益者の代表などで構成され、市長の諮問に応じて審議及び意見聴取されるものであり、行政は審議が円滑に進むよう説明及び資料提供を行なうものであるため、役割分担は適正であり、アウトソーシングはできない。

3 評価結果の総括(SEE) ※事務事業全体の振り返り、成果及び反省点等を記入

公共下水道(西合志処理区)の熊本北部流域下水道への編入に伴う処理場の利活用についてなど、受益者代表としての貴重な 意見を得ることができ、目標を達成できた。

4 今後の方向性(事務事業担当課案) (PLAN)

(1) 今後の事業の方向性	(改革改善案)	· · · 複数選択可
---------------	---------	-------------

□廃止 □休止 □目的再設定 □事業統廃合・連携 図事業のやり方改善(有効性改善

□事業のやり方改善(効率性改善□事業のやり方改善(公平性改善

□現状維持(従来通りで特に改革改善をしない

審議案件に対し十分に審議し答申につなげる環境を整えるとともに、案件ごとに、分かり やすい資料の工夫や丁寧な説明を行うことにより意見の引き出しに努める。

``	
	止の場合は記入不要)
(2) 改革・	改善による期待成果

	コスト					
向上 O	П					
成 果 維持	_					
低下						

(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁) とその解決策